

シェアリングレター

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

< 編集発行 >
 公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
 http://www.share.gr.jp/

第44号

2012年 4月

絆

所長 林光行

3月23日の日経新聞の7面に、「米、企業減税競争に拍車」との見出しがありました。大統領選に向け、与野党が企業減税を競う構図が目立ってきたようです。現行の連邦法人税率約35%を28%にとの大統領提案に、共和党が更に25%に下げる案を出してきたのです。

企業減税は必ずしも選挙対策だけの政策ではありません。企業誘致を図り国際競争力を上げようと、各国が法人税減税を競っています。このまま推移すると、究極的には法人税ゼロ、消費税率が数10%という世界になるのかもしれませんが、「税制の所得再分配機能」は随分と棄損され、貧富の差は広がる方向になります。

同紙面には、「イタリア、解雇容認 法改正し競争力」との見出しもあります。イタリアへの進出を外国企業が躊躇うような雇用制度を改め、高い失業率の解消と国際競争力の向上を狙い、従業員を解雇し易くするよう労働法を改正するとのこと。

日本でも、非正規労働者の雇用が進む中で、公務員が5段階評価で篩い分けされつつあるように、正規労働者間においても優勝劣敗が益々鮮明になり、一層の自助努力が求められることとなると思われます。

同じ紙面の、別の国の別の出来事。無関係に見えて、実はそれらは、国家間の競争が激しくなっていることを示すとともに、その結果、世界中で働く人同士の競争がより激化しつつあることを示しています。

同紙面には、銃を乱射し7人を殺害して自宅に立て籠もっていた容疑者を、フランス特殊部隊が射殺したとあります。死刑が廃止されているフランスにおいて、「容疑者の射殺」がなされた点に、移民や異教徒、異質な者を排斥する方向に進む、西洋の変質が窺えます。

西洋だけでなく、競争社会の直中で、私達は目先の経済的利得に熱中するあまり、寛いだ時間を過ごすことや他者との温かい繋がりを忘れ、社会的に弱い立場にある人に対する共感や、更には多数派に属さない少数者を受容する心を喪失しつつあるのかもしれませんが、

震災の昨年を表す漢字として「絆」が選ばれました。「絆」は人を束縛するものとしてではなく、年齢や職業、そして肌の色や宗教をも超えた、生きとし生ける人間の愛情の繋がりを示す文字として選ばれた筈です。

大勢に流されず、自立する努力を続けながらも、そのような「絆」を大切にしたいと思います。

~ CONTENTS ~

5月 - 9月の税務等

第37回交流 水電リース株式会社	2
経営倶楽部 第73回 中小企業の営業力強化・	4
経営倶楽部 第74回 2012年の課題と展望	6
税制改正	8
税と社会保障 確定申告で気になること	10
新公益法人制度~移行レポート~	11
労務管理・社会保険の実務Q & A	12
寄稿~遠隔地避難者支援活動について	13
寄稿~この町が復興するまで命ある限り	14
寄稿~陸前高田から	14
ひといれ「のいえプロジェクト」	16
東北事務所旅行	18
いま思うこと 伝えたいこと	20
第18回KS経営研究会	22
ANAセミナーの感想とご案内	23

5月1日	2月決算法人の確定申告期限
10日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
31日	3月決算法人の確定申告期限
7月2日	4月決算法人の確定申告期限
10日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付 (納期の特例の場合1~6月分) 社会保険報酬月額算定基礎届提出期限 労働保険料の年度更新
17日	所得税予定納税額の減額申請期限
31日	5月決算法人の確定申告期限
8月31日	6月決算法人の確定申告期限 個人事業者の24年分消費税の中間申告
10月1日	7月決算法人の確定申告期限

第37回 交流

MIZDEN 水電リース株式会社



岡山県倉敷市に本社を置く^{みずでん}水電リース株式会社様（本文では「水電」といいます）に、代表取締役の岸本^{たかし} 徹様と取締役の河原健志様を訪問しました。水電リース様は、平成13年9月に民事再生手続開始の申立てをされ、再生計画認可決定を経て、スポンサーなしの自力で10年後の平成23年9月に再生債務を完済された会社です。林事務所は、再生計画策定のときからお付き合いさせて頂いています。（税理士 古田 茂己）

□ 「水電リース」の社名の由来は何でしょうか

当社は、倉敷市水島コンビナート内の企業が設備の建設、保全改修のときに必要とする高所作業車、発電機、水中ポンプ等、またゼネコン等が建設時に必要とする建築工事用機械等、それから工事現場等で使う移動用ハウス及びハウス内の備品など、多種多様な商品を取り揃えて一括してレンタルしています。

前社長の渡辺氏が昭和43年5月に建設用機械レンタル業を創業し、その後法人成りしたのが当社です。社名は、地元の地名「水島」と、扱っている電気機械関係設備を意味する「電業」から「水島電業」とし、その後「水電リース」に社名変更しました。

□ 民事再生を申立てるまではどんな状態でしたか

設立当初から水島コンビナート内の主として機械レンタルのノウハウを蓄積し、福山・岡山・倉敷に営業所を開設して順調に拡大してきました。平成のバブル景気による設備投資増加時には、飛躍的に売上げを伸ばして、バブル崩壊と言われていた平成5年に、年間売上は48億円とピークに達しました。

しかし、顧客企業が設備投資を急激に削減した為に平成6年から売上が激減し、保有設備の稼働率が随分と低下しました。保有レンタル機械の稼働率アップを図るため、平成10年に東広島、翌年に津山へと営業所を新設しましたが、計画どおりの売上があがらず、新規2営業所は恒常的な赤字となっていました。

平成10年頃から、負債総額の半分以上を有する最大の仕入先であった伊藤忠建機から支援を受けて経営改善を進め、元本返済を長期化するというような資金面での協力も受けたのですが、競争激化・貸出先の倒産が重なって不良債権が総額1億円近くになり、資金繰りが急速に悪化していきました。

□ 再生手続を決断されるに至った経緯は？

伊藤忠建機は、経営状況がどうなのかを経理面で見極めるために河原を、営業面でどういう手を打てばいいのかということで私 岸本 を水電に派遣しました。

1年間の業務改善の結果、収益力はある程度回復したものの債務の返済はほとんど進みませんでした。

平成13年7月に今後の資金繰りがつかないことが判明し、伊藤忠建機に民事再生でしか生き残る道はないことを伝え、再生手続の申立準備に入りました。再生手続開始の申立ては、平成13年9月。負債総額は約96億円(債権者数約300人)でした。

□ 再生計画の策定は苦労しましたよね？

再生に当っては、売上が減少しても黒字を確保するために、赤字原因である本業以外の事業からの撤退、利益のでない営業所の閉鎖、人員整理、また不要な不動産の売却など実行可能な計画を策定しました。水^{みず}脹^{ぶく}れしていた法人の財務体質をスリムにして再生することです。他にも資金的な制約条件もありました。例えば、再生手続中に大口債権者の伊藤忠建機に納得してもらえるだけの支払いができるのかどうか、また、債務免除益に伴う税負担も考慮する必要がありました。林事務所の会議室で、このような再生計画を深夜までトコトン話し合ったことを今でも鮮明に覚えています。

□ 社長が交代されたのはどうしてですか？

再生手続申立後の債権者に対するアンケートで、「経営者を代えないと再生計画には賛成できない」という意見が多数あり、また伊藤忠建機も経営者交代を再生条件とする意見に同調しました。そのとき、前社長は精神的な疲れから入院されていたのですが、会社を守るためには仕方がないということで社長交代を決断されました。

しかし、誰が次期社長になるかとなると、創業当時からワンマンでやってきた前社長の元では従業員の中には経営に關与していた者がおらず、適任者がいませんでした。そこで前社長の入院後は、私が伊藤忠建機から出向して債権者との交渉に当たっていたという経緯もあり、幹部社員から私に社長になって欲しいという話になりました。けれども、私は伊藤忠建機の社員でしたから、散々悩んだのですが、最終的には社長を引き受けることとしました。

□ 社長になってどうでしたか

社長就任時、従業員にも頑張ってもらいたい気持ちを含めて「私は伊藤忠建機を辞めてきました。もう帰るところがありません。一緒に頑張りましょう！」と言いました。

しかし社長就任後は、引き受ける前から感じていたこととは比較にならないほど責任は重くなります。従業員とその家族の生活が両肩にのしかかってくるように感じました。

また、再生手続開始を申し立てると、銀行は融資には応じてくれなくなります。従業員が住宅ローンの申込をしても断られたと聞いたときは辛かったですね。

□ 他に再生手続中のご苦労されたことは？

仕入先にもご迷惑をかけています。それでも取引を継続していただきましたが、再生手続の当初は、現金仕入れしかできませんでした。価格面でも再生手続開始申立前のような割引価格では仕入れることはできませんでした。スポンサーなしで再生するにあたり必要なものは資金ということが身にしみて分かりました。

また、再生計画に基づき、利益のでない営業所を閉鎖し、辛いことですが、辞めていただく社員も出ました。残った従業員には「毎月の給料は保障するが、賞与は諦めてくれ」と話しました。賞与がなくなるとモチベーションは下がるところですが、よく頑張ってくれました。お蔭で、再生計画を上回る売上を達成でき、資金繰りは随分助かりました。特に、私が来る以前からいた総務の平原さん(現常務取締役)が従業員をよくまとめてくれたことには、本当に感謝しています。

資金的な余裕も無く大変なことが多くありましたが、再生計画どおり10年で再生債務を完済することができました。これは、従業員と、そしてお力添えを頂いた

多くのお客様のお蔭です。本当に感謝しています。

□ 債務を完済できた要因は何でしょうか

運が良かったこともあるでしょうが、最大の要因は従業員の頑張りとお営業面の創意工夫ですね。

運がよかったというのは、再生申立後もコンビナート内のほとんどのお客様が取引を継続してくれたことです。あるお客様の常務さんは、水電がこれまで以上に頑張ると感じて下さり、一緒に他のお客様に頭を下げて下さったこともありました。その常務さんには大

変恩義を感じています。普段からの人と人の繋がりが大切だと思いました。

営業面の創意工夫とは、お客様に水電を選んでもらうために、サービス(機動性)を前面に出したことが挙げられると思います。



□ 具体的にはどんなことでしょうか

お客様の必要なときにすぐ対応できる体制を整えたことです。コンビナート内の工事には24時間稼働している現場があります。そんな中、「休みであっても、また遅い時間であっても、水電に頼めば現場が止まらないように対応してもらえ」と工事業者に思っていたいております。対応している営業マンにはかなりの負担がかかっていますが。

それから、当社が持っていない機械・機器であっても、お客さんが必要とするなら何とかして調達して用意します。NOとは言わない品揃えです。たまに、借りてくるレンタル料の方が高くても儲けがない場合もありますが(笑)。

□ 今後の水電に必要と思われることは？

営業マンが、創意工夫を継続することで、お客様の信頼を得る方法を覚えてもらい、そのことによって仕事が面白くなり、結果として売上が増えるという成功体験を積みながら、少しずつ成長して欲しいと思います。

また、お客様に水電のレンタル商品は新品でなくても大丈夫と思って頂けるように整備を充実させていきたいと思っています。整備関係の従業員には、順次、整備関係の試験を受けてもらっています。昨年は金賞・銀賞を受賞した社員もいました。金賞受賞は中国地方で1人です。これは、本当に嬉しかったことです。

経営倶楽部

第73回 経営倶楽部

平成23年10月22日

『中小企業の営業力強化』～社員の営業力UPこそ生き残る道～

講師：(株)ケン コンサルタンツ 代表取締役 小坂井 重樹 先生



この20年、主要先進国の中で日本だけが家計所得を減少させています。新興国はもちろん、アメリカ、イギリス、フランスでさえ2倍以上に増えているのに日本だけが貧乏になり続けています。ひとり負けの原因は他に類を見ないスピードで進む少子高齢化と人口減少です。人口が減れば消費活動が衰えるのは自明の理で介護など特定分野を除けば今後数十年にわたり日本市場の成長は望めません。縮小する環境で利益を確保しながら顧客との信頼に基づく長期的な関係を深めシェアの拡大を図るといふ困難な使命を遂行できる知恵はあるでしょうか？(公認会計士 塩尻隆夫)

なぜいまさら営業なのか「語りつくされたテーマ」

縮小する市場環境における企業経営で必須でありながら、満たされていないのは「営業」ではないでしょうか。商品を販売するだけの営業マンや業者ではなく顧客の抱える問題・課題に対して自社商品を絡めながら解決策を提供できる営業プロフェッショナルを擁することができれば、他社にはない強みとなり大きな武器になるように思います。巷にはいわゆる営業本や研修の類があふれていますが、本格的な営業プロフェッショナルへの進化を支援するものは乏しいようです。紹介営業の師として慕われる小坂井先生

小坂井先生は、大学卒業後、日本オリベッティ(株)というイタリアのOA関係の会社に入社、14年間の勤務の後、ソニーブルデンシャル生命保険(株)という、ソニーとブルデンシャルの合弁会社にライフプランナーとして入社されました。小坂井先生が42歳の時ソニーとブルデンシャルが分かれて、ブルデンシャル生命保険(株)を7人で立ち上げることになったそうです。そのような困難な時に小坂井先生は営業担当役員として、10の支社を一気に立ち上げるためのリクルーティングに尽力され、同社の強みである「顧客満足度を徹底して高める営業法」を確立されたそうです。実績を残された小坂井先生は、ブルデンシャル生命創業7人衆の一人といわれ、同社には小坂井先生を「紹介営業の師」として慕う営業マンが現在も数多く存在するそうです。小坂井語録～その時々言葉～

小坂井先生は、成功者らしい言葉をその時々たくさん残しておられます。日本オリベッティでの代表的な言葉は、「配慮はしても遠慮はするな！」[®]です。

改めて配慮と遠慮の違いを考えると、「配慮」とは、

相手のためにどうすればいいのかが真剣に考えることだと思います。一方「遠慮」とは、自分が傷つかないように逃げることだと思います。

まず仕事であれ、プライベートであれ、逃げていては何もつかむことはできません。スタートとして「遠慮」をなくすことから始めます。これに続く「考える」にどれだけ取り組んだかが、その後の「配慮」の差につながります。すなわち、自分がこれからしようとしていることや伝えようとしていることを「自分が相手の側」に立ってロールプレイングをしたり聞いたりすることで、「相手のためにどうすれば」と考えることができれば、大きな差を生むと思います。

星野仙一氏(現楽天監督)が「どんな相手に対しても配慮はするが遠慮はしない」と同様の言葉を全日本代表監督時に残し、その後も実践されたことで結果を出した選手もあったそうです。この言葉は営業シーンにとどまらない大切な視点であることが窺えます。

営業のスキルアップはオンカメラロールプレイ

小坂井先生がソニーブルデンシャルに在籍された際「営業のスキルアップはオンカメラロールプレイ」という言葉を語られたそうです。小坂井先生は、オンカメラロールプレイが自分を知るうえで重要な役割を果たしてきたと私たちに語られました。

オンカメラロールプレイは、お客様と対面営業する自分の様子をビデオで記録し、録画されたものを上司と見て立ち居振る舞いの問題点を改善する活動です。

私たちが講演技術を磨く際に小坂井先生が推奨されるオンカメラロールプレイに似た訓練をしています。オンカメラロールプレイはOFF-JTでありながら実践に近い経験が得られる点が優れています。

ブルデンシャル生命創業7人衆としての小坂井語録

小坂井先生はブルデンシャルに在籍されていた当時「創業理念の大切さ」を語っておられたそうで、これまで1200社以上の経営者とお会いする中で規模を問わず成功している経営者の共通点は「理念がある」ことを指摘するとともに松下電器産業(現パナソニック)とソニーを例に「創業理念の大切さ」を語られました。

松下幸之助氏は、自らが半世紀以上にわたって企業経営に携わってきた体験から得た信念として、事業経営を進めるうえで一番根本になるのは、経営理念であると言っています。このことは、著書「実践経営哲学」の冒頭の章で強調されており、経営理念とは「この会社は何のために存在しているのか。この経営はどのような目的で、またどのようなやり方で行っていくのか」についての基本的な考え方だと述べています。

松下電器産業の経営理念は、綱領である「私たちの使命は、生産・販売活動を通じて社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与すること」ですが、小坂井先生は企業人としての使命を指す「水道哲学」である「全国津々浦々で水道をひねると水が出るように、どこでも安価でより良い商品を提供する」に触れられながら「創業理念の大切さ」を力説されました。

松下幸之助氏は、その昔インドネシアに放送局を寄付したそうで、その結果、テレビが売れたといえます。

一方、ソニーの創業理念は、創業者のひとりである井深大氏が昭和21年1月に原稿用紙4枚に書いた「東京通信工業株式会社設立趣意書」に記されているそうです。趣意書の「日本再建、文化向上に対する技術面、生産面よりの活発なる活動」という記述から理想に燃え、日本を立て直すのだという意志が伝わってきます。戦争で壊れたラジオや敵の放送を聴くことができないように短波を切られたラジオを修理する焼け跡からの出発の中、これまでとは比較にならないくらい音の良いテープレコーダーに出会います。そして、その時「これだよ、我々のやるものは」と気付いたそうです。ソニーグループに金融機関を持ちたい夢を実現する

ソニーの共同創業者には盛田昭夫氏がおられますが、IBMの株主総会に出席された際、米国ブルデンシャル社の当時のトップと偶然エレベーターで一緒になるチャンスを逃さず即座に決断し行動に移したことでソニーブルデンシャル誕生を手繰り寄せたそうです。

ビジネスシーンでは、限られた時間で言いたいことをわかりやすく相手に伝えることが頻繁に求められます。いわゆる「ショート・プレゼンテーション」という部類で、米国では「エレベーター・トーク」の他様々な名前で呼ばれます。この名前はアメリカのシリコンバレーで、ある起業家がベンチャーキャピタルや投資家の勤務するオフィスのエレベーターの前で待ち伏せし、偶然エレベーターに乗り合わせたふりをして、短時間(30秒~1分程度)で自らの事業内容の魅力を伝えることに成功し、資金調達にこぎつけたというサクセスストーリーからきています。

現代版デミング・ホイール

小坂井先生がブルデンシャルに在籍されていた当時、PDCAサイクル(企業が行う一連の活動をそれぞれPlan - Do - Check - Actionという観点から管理するフレームワーク)で有名なデミングサイクルをアレンジされ、「現代版

デミング・ホイール」と命名されたそうです。小坂井先生が提唱される現代版デミング・ホイールの特徴はホイールの最後にAchieveを組み込んでいることと教育・自知サイクルと位置付けていることにあり、「ビジネスアポイントの取り方」を平準化し、次に「オンカメラロールプレイ」で自分の強みと弱点を知り、「パフォーマンスレビュー」で改善点に気付く、要は自分の営業力を知り、自分で変えることで営業マンの「営業力強化」を図っています。

小坂井語録からベストセールスに通ずるものを考える

ベストセールスは、お客様に会うとどんな話をして、どんな立ち居振る舞いをすればよいかを瞬時にイメージできなければダメということで、この訓練に役立っているのはオンカメラロールプレイのようです。もちろん、商品力やプレゼンテーション能力も必要なのでしょうが察しの速さや入念な下準備が大切なようです。

人を大事にし、顧客を大事にすることで、人が顧客を呼んでくる。さらにその顧客を大事にすることで、顧客が増える。変化を嫌いあるいは拒んできた営業が変われば会社が変わるということを学んだ気がします。



経営倶楽部

第74回 経営倶楽部

平成24年2月4日

『2012年の課題と展望』～この乱気流をどう乗り切る?～

講師：経済・経営評論家 泉 和幸 先生



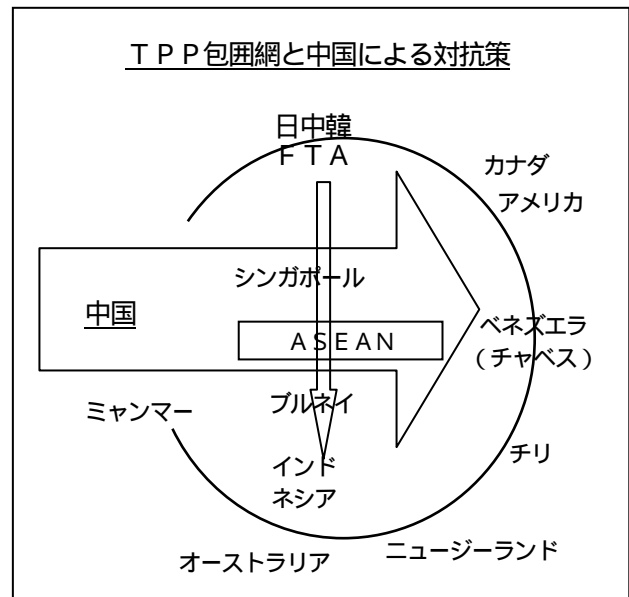
今回のご講演では、アングロサクソンとラテンの対比でTPP問題、PIIGS問題を論じられました。TPPを最初に提唱した4カ国は、旧英連邦と縁の深い国家です。一方、TPPに呼応する形で、米州ラテン国家33カ国は2011年12月に「中南米カリブ海諸国共同体（CELAC）」を結成しました。ユーロに加盟しなかった英国とは対照的に、ユーロ危機を引き起こしたPIIGSのうち、ポルトガル、イタリア、ギリシャ、スペインがラテン国家であったことは単なる偶然ではないようです。以下では、TPPに焦点を絞って先生の声をお伝えします。（税理士 林 竜弘）

TPP包囲網

今、我々の周りには、様々な包囲網が存在しています。1つは、共産党一党支配の中国に対する包囲網です。中国が経済的に非常な成長を遂げており、勿論その中には、様々なマイナス要因もありながらも、この国の在り様を無視するわけにはいきません。特にオバマ氏を中心としたアメリカは、中国がどんどん伸びていくということに対して強烈な不安をもっています。その一番大きな要因は、人民元という通貨です。この通貨がドルとの関係において、非常に有利なポジションを確保しながら、いいとこ取りの通貨戦略をやってまいりました。ドルが元気な時はその尻馬に乗ってどんどん収益を上げ、そこにポンドも取り込みながら新しい資本をどんどん中国に呼び込んできて、中国の経済的な大発展を促進してきました。

ところが最近、中国に出資してきたグループが資本を引き揚げています。そして資本を引き揚げると同時に包囲網が形成されました。そのキャッチフレーズがTPPです。この包囲網は、中国に言わせると、明らかに自国の発展を阻害しようとするアングロサクソンのまことに怪しからん企てです。

このTPPを一番先に言い出したのは、シンガポールです。そこにニュージーランド、南米のチリ、ボルネオ島の北西の一角にあるブルネイ王国が続き、この4つの国が提案国となってTPPを日本に呼びかけてまいりました。最初は、日本も何のことかよくわからなかったのですが、後からカナダ、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ミャンマー、といった国々が、TPPがひとつのまとまりになってきつつある段階になって、にわかに参加表明してきました。



ベトナムは、南シナ海における南沙諸島とか、西沙諸島に対して、中国海軍が展開してきていることに対して、アメリカとの協定を積み重ねつつ、中国から離脱しました。アメリカはベトナムを梃子にしながらASEAN地域における主導権を掌握するための方法論としてTPPを取り上げてきています。

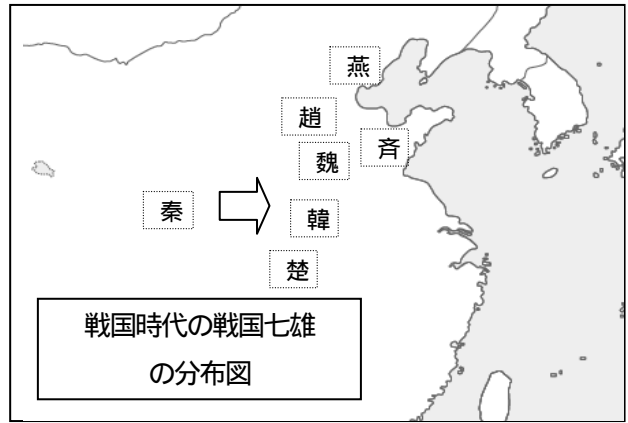
TPPに慎重な見方をしている勢力は、この制度で一番儲かるのはアメリカであり、アメリカは手詰まりになった拳銃に、日本を利用しながら、中国を抑え込んでいく方向に動いて行く。だからTPPには軽々に参加してはならないと態度を硬化させています。日本にとっても、医療、保険、様々な問題においてマイナス要素が多すぎるというのが大きな障害のようです。しかし、国際会計基準の導入も含め、グローバル化という波の中で、日本経済もアングロサクソン経済との間で整合性を持たせなければならないという大きなうねりに覆われています。経団連を中心とした日本の財界と

しては、この波に乗り遅れて孤立する前に、中露に対する気兼ねを捨てて、アメリカの動きに応じるべきだというのが共通した認識でしょう。私たちは、間もなくこのTPPに参加する意思決定をしなければならなくなる方向へと突き進んでおります。一方で、2012年問題をきっかけとして今後を考えていく場合に、アングロサクソンを敵対視するCELACはたいへんな対決姿勢の見本であると思います。中国を包囲するネットワークに対して、北京とベネズエラとが手を組んで、アメリカ一辺倒の社会をひっくり返していこうという思惑があります。そこでは南米諸国も北京の味方をします。この両者の接合を、中国の「十八史略」に学ぶことができます。

蘇秦の「合従策」と張儀の「連衡策」

TPPのようなやり方を「合従策」といいます。この合従策は、中国の戦国時代に活躍した蘇秦という思想家が提案しました。春秋時代に二百くらいあった国が戦国時代には、秦・楚・斉・燕・趙・魏・韓の7つほどの国にまとまりました。中でも新しい技術を持った秦という新興国が東へ進出しようとし、その矢面に立たされたのが趙・魏・韓でした。この3つの国は、後方の斉の応援を得ながら、燕・楚を加えた六国が連携して縦のネットワークを完成させました。これが合従策です。この蘇秦の合従策に対して、秦の張儀が講じた策が「連衡策」です。張儀は、蘇秦と同じく鬼谷先生に師事していた門下生で二人はライバル同士です。この張儀は、合従策の盲点を突きます。合従連衡という言葉はここからきています。張儀は、「敵は、強力なネットワークを築いているように見えるが、六国の間にはそれぞれの事情があるから、その弱みに付け込めば簡単に崩れる」と進言しました。「味方を集中し、敵を分断せよ」という孫子の兵法を軸にしながら張儀は動きます。まずは斉を突き崩すことによって、斉と結んで横の連携を築きさえすれば、韓などは雑作なく一気に突き崩せます。合従策を連衡策によって突き崩して、結果すると戦国七雄は、秦を残して滅んでゆきました。そして秦による初めての中国大陆の統一が成し遂げられます。

TPPという合従策に対して、中国は中南米諸国と手を結びながら連衡策を講じることによって、TPPの連携を突き崩そうとするでしょう。その際、地政学的に



みると、日本列島の上では、日中韓のトライアングル、米中韓あるいは日米韓のトライアングルが日本列島の上でひしめき合っていて、うまく立ち回ることによって主導権を確保することができる状況にあるということを見逃してはなりません。

日本は必ず2012年から2015年にかけてライズアップするでしょう。日本の部品が本当に必要であるということは今回の東日本大震災が見事に証明しました。ただし、日本とアメリカとの関係が後退することを前提にして、ドルの力が後退することは良いことだと思えるのはたいへん危険なことです。ドルが強くなりすぎても困りますが、付け込まれるようなドルと円の関係構築するような動きは霞が関も永田町も慎まなければなりません。



◆◆◆◆◆ ご参加頂いた皆様のご感想 ◆◆◆◆◆

- ◆ もっと国際的な問題に興味を示し自分自身で考える必要性を感じた。
- ◆ マスコミの情報に流されぬよう視点を改めて物事を観る力が必要だと思った。
- ◆ TPP問題に始まり、世界情勢の最近の動向を聞いて良かった。

※アンケート詳細は林事務所HPをご覧ください。⇒

<http://www.share.gr.jp/>

泉 和幸 先生 (1930年東京生まれ) のプロフィール
 広島大学文学部卒業、産経新聞社入社、産経開発事業部長、大阪新聞編集企画部長を歴任後退社。
 1981年泉事務所設立、ゼミ大阪、日本史検証、一木会、NHK神戸サロン、たちばなサロンを主宰され、講演・評論・執筆活動などを続けておられます。

納税環境整備

□ 更正の請求期間の延長

所得金額等の課税標準あるいは納付すべき税額等が過大であった場合、納税者がこれらの減額を求めることを更正の請求といたします。この更正の請求期間が平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税から5年(従来は1年)に延長されます。併せて、税務署長が増額更正できる期間も5年(従来は3年)に延長されます。

□ 当初申告要件の一部廃止

受取配当等の益金不算入や所得税額控除等は、確定申告書に適用金額等を記載した場合、または一定の書類を添付した場合に限って適用することができます。この当初申告要件の一部が廃止されたことにより、当初の申告書に記載しない場合等であっても、修正申告や更正の請求による事後対応が認められる範囲が広がりました。当初申告要件が廃止された主なものに、受取配当等の益金不算入、国等への寄附金や指定寄附金の損金算入、所得税額控除、が挙げられます。

□ 税務調査手続

平成25年1月1日以後の税務調査から、調査の事前通知及び調査終了をした旨の通知書が交付されます。

□ 行政処分を行う場合の理由附記

青色申告承認等の国税に関する申請を行うことによって許認可される行為を、課税庁が認めない処分を行う場合、または、既に認められている許認可の取消しをする場合、平成25年1月1日以後は、原則として理由を示すこととなりました。

平成24年度税制改正

個人所得課税

□ 給与所得控除の上限設定

平成25年1月1日以後に支払う給与等について、以下のように給与所得控除額に上限が設けられました。

給与等の収入額(年間)	改正前	改正後
1,500万円以下	変更なし	
1,500万円超	収入額 × 5%+170万円	245万円

なお、住民税は平成26年度分から適用されます。

□ 特定支出控除の範囲の見直し

給与所得者には給与所得控除があるため、原則とし

て必要経費は認められていませんが、転居費用等の特定支出が給与所得控除額を超えた場合、その超える金額を給与所得控除額に加えて給与収入から控除することができます。従来、特定支出とされていなかった職務の遂行に必要な税理士等の資格取得費及び、職務と関連のある図書や衣服費などの勤務必要経費(65万円を限度)が追加されることとなります。平成25年分以後の所得税及び平成26年分の住民税から適用されます。

□ 退職所得課税の見直し

短期在職役員等(役員等としての勤務年数が5年以下の者)に支給される退職手当等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に課税する措置が廃止されます。平成25年1月1日以後に支払われる退職所得に適用されます。

法人課税

□ 交際費課税の特例の適用期限延長

交際費については原則損金不算入ですが、資本金1億円以下の法人は、定額控除限度額(年600万円)までは90%を損金算入することができます。この特例の適用期限が2年間延長され、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度まで適用されます。

□ 少額減価償却資産の特例の適用期限延長

中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合、損金経理を要件として、その減価償却資産の合計額300万円を限度(年間)に全額損金算入できます。この特例の適用期限が2年間延長され、平成26年3月31日取得分まで適用されます。

資産課税

□ 相続税の連帯納付義務の見直し

相続税の連帯納付義務に関して、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が2人以上いる場合、取得した財産に係る相続税ならびにその被相続人が納めるべき相続税及び贈与税について、連帯納付の責任を負います。しかし、申告期限等から5年を経過した場合、納付義務者が延納または納税猶予の適用を受けた場合には、連帯納付義務が解除されます。

平成24年度税制改正で適用期限が延長された租税特別措置法
・ 研究開発促進税制(2年間の延長)
・ 海外投資等損失準備金(2年間の延長)
・ 特定資産の買換えの場合の課税の特例(3年間の延長)
・ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(2年間の延長)
・ 欠損金の繰戻し還付不適用制度の適用除外措置(2年間の延長)

税と社会保障

確定申告で気になること

税と社会保障

消費税増税がいよいよ現実のものとなりそうです。増え続ける社会保障の財源確保というより、喫緊の課題である国の財政健全化を図るためのようです。消費税増税は仕方ないのかなと思うものの、実体経済が弱肉強食にどんどん向かっている現状では、事業継続できない小規模事業者が続出するのではないかと懸念します。小規模事業者に対する救済措置を願わずにはおれません。「税と社会保障」については根本的な議論が必要で、それについては今後に期待するとして、個人の確定申告で気になる点を書いてみました。 (税理士 林 幸)

その1 国民年金の第3号被保険者制度

個人事業主とそこで働く人は、国民年金保険と国民健康保険に加入しています。国民年金は、もちろん本人及び配偶者がそれぞれ支払っています。一方、サラリーマン等が加入する厚生年金の場合、被扶養者である配偶者は、国民年金の第3号被保険者として月額14,980円(平成24年度)の国民年金保険料の負担を免れています。この恩恵を受けている人は約1,000万人、年約1.8兆円に相当する免除を受けているそうです。

自営業者の配偶者や共働き世帯等と比べて不公平だとの声もあり、見直しが検討されて10年以上になりますが、今回も見送られたようです。社会保険の被扶養者(年収130万円以下)になるために、収入を抑える人もいます。この制度ができたのは昭和61年ですが、2000年以降、共働き世帯の数は専業主婦世帯をどんどん引き離し、2010年は共働き世帯1,012万に対し専業主婦世帯は797万だそうです。就学前の子がいる世帯の国民年金は免除するとしても、一律に免除する制度はやめにするべきではないでしょうか。

その2 扶養する子のいない寡婦控除

確定申告業務をしていて不思議に思うのは、子供が成人してから夫が亡くなった人にも寡婦控除(27万円)の適用があるということです。遺族年金は非課税で申告には表れませんから、寡婦であって確定申告をする方のほとんどは、同族会社からの給与や配当、あるいは不動産所得のある恵まれている方です。このような方で、独身あるいは離婚して老後を迎える人より優遇する理由があるのかな?と迷ってしまいます。

平成16年までの老年者控除(50万円)があった時代は、寡婦控除と老年者控除は2重には適用できなかったのですが、老年者控除の廃止に伴い、寡婦控除の「老年者に該当しないこと」の要件がなくなったのです。扶養する子のいない場合の寡婦控除は必要ないのではないのでしょうか。

その3 医療費控除はなくしたら?

確定申告時期になると、大量の医療費の領収証を持って来られます。「人別・医療機関別・日付順にしてくださいね」と申しあげているので、ほとんどの方は整理してくださっているので計算は簡単!となるはずですが、そうは問屋が卸さないこともよくあります。「人間ドックはだめなので10万円を超えませんでした」だったり、「個室の差額ベッド代はお医者さんの指示によるものですか?」「生命保険金や今年になって入ってきた高額療養費はありませんか?」と尋ねたり、入院の際の身の回り品など控除の対象にならないものが混じっていないか1枚ずつ領収証を確認したり...

医療費控除は、昭和25年、多額の医療費を要した場合に税を負担する能力が落ちるので創設されましたが、他の所得控除と同じく、所得が多い人ほど還付額が多くなります。最高税率なら10万円を超える医療費の半分が還付されるのです。

職業柄、税金が減るのならと一所懸命してしまうのですが、現在の国民1人当たり医療費の年28万円は、足切り額が現在と同じ10万円だった昭和45年の11倍になっていることを考えると、足切り額を上げ、例えば合計所得金額の5%にするか、創設趣旨から言えば、自己負担額が一定額を超えた場合に払い戻される高額療養費制度の充実のほうが適当だという気がします。

その4 上場株式の配当の税率と還付

上場株式等の配当及び譲渡所得の税率が、住民税と合わせて10%になったのは平成15年。小泉内閣の「骨太の方針」「貯蓄から投資へ」によるものです。それ以後多額の損失を被った人が沢山います。平成22年からは譲渡損失を配当所得と損益通算できるようになりました。上場株式等の譲渡損失があれば配当の源泉10%の還付を受けることができるのです(平成25年まで)。でも所詮は自己責任。10%の税率自体が低いのに、還付までしなくていいのでは?と迷ってしまいます。



労務管理・社会保険の実務 Q & A



新入社員の採用に当たっては、試用期間を設けて本採用前に労働者の仕事の適性等を判断することが、多くの企業で行われています。しかし、試用期間中又は試用期間満了を機に、解雇のトラブル事例も多く見られます。そこで、試用期間中のトラブルを防止するために、Q & A方式で解説します。

(社会保険労務士 西村 美紀代)

◀ ◀ ◀ 試用期間について ▶ ▶ ▶

Q . 本人の能力や適正を見極めることができず、本採用するかどうか決めかねています。試用期間を延長することは可能でしょうか？

A . 特段の定めがない限り、試用期間の延長は認められません。就業規則などに、試用期間の定めをする場合は、「延長となる可能性や期間」「どういう場合に延長となるか」等の内容を記載し、労働契約の際、あらかじめ労働者に周知しておく必要があります。

Q . 試用期間中の従業員が、何度か遅刻し、仕事に対するやる気が感じられない為、本採用を見送る予定ですが問題はありますか？

A . 試用期間中であっても、試用期間満了時であっても、本採用を行わない場合、法律上は、入社後14日を超えると「解雇」にあたります。したがって、正社員と同様に解雇の手続きが必要となり、次のいずれかの措置を取るよう定められています。

少なくとも30日前に解雇の予告を行う。

30日前に予告しない場合は、30日以上上の予告手当を支払う。

労働基準法では、入社後14日間(試みの使用期間)に限り、上記の解雇予告の手続きが免除され、即時解雇が可能と規定されているので、会社が任意で定める「試用期間」と労働基準法が定める「試みの使用期間」とは異なりますので、注意が必要です。

「試用期間」とは、勤務態度や能力、技能あるいは性格などをみて正式に採用するかどうかを見定める期間を指します。同時に、会社が積極的に指導・教育を施す期間ともみなされます。したがって、社員の能力不足をいうなら、会社側の指導や教育努力も問われるべきということになります。

ご質問・お問い合わせは
 》 》 》 西村社会保険労務士事務所まで。
 :06-6773-3402 メール:nishimura@aiss.jp

【就業規則記載例】

第 条 (試用期間)

- 1 . 新たに採用した者については採用の日からか月間の試用期間を設ける。ただし、会社が必要と認められた者には試用期間を短縮、免除またはか月を限度として延長することがある。
- 2 . 会社は、試用期間中は、特に社員教育を行う。試用期間中の者は実施される社員教育を誠実に受講しなければならない。
- 3 . 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き社員として勤務させることが不相当であると認められる者については、本採用は行なわない。
- 4 . 試用期間中の者が本規則に定める解雇事由に該当する場合は、試用期間中といえども解雇する場合がある。

✎ 健康保険料率・介護保険料率の変更 ✎
 平成24年3月分(4月徴収)からの変更となります。

健康保険料率 (大阪支部)		
改定前	改定後	
全体	全体	従業員負担分
9.56%	10.06%	5.03%
介護保険料率 (全国一律)		
改定前	改定後	
全体	全体	従業員負担分
1.51%	1.55%	0.775%

詳しくは全国協会けんぽHPをご覧ください。

✎ 雇用保険料率・労災保険料率の変更 ✎
 平成24年4月1日からの変更となります。

雇用保険料率 (一般の事業)		
改定前	改定後	
全体	全体	従業員負担分
1.55%	1.35%	0.5%

労災保険料は平成24年4月の概算保険料の申告から料率に変更されます。業種によって異なり、平均で0.06%引下げ(8業種が引上げ、35業種が引下げ、12業種が据置き)。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

寄稿

～ 遠隔地避難者支援活動について ～



阪神大震災の時、まだ受験生であった私は、わずかな募金しかできず、時が経つにつれ他人事のようになってしまった後ろめたさがありました。今回の震災で、岩手弁護士会から大阪弁護士会への弁護士派遣要請を知り、何か役に立つことがしたいと応募しました。

弁護士 島村 美樹 様

昨年4月下旬、津波で壊滅的打撃を受けた陸前高田市の避難所を回り無料法律相談を行いました。津波で家族も家も失った方々に自分ができることの少なさに強い無力感を覚えました。

6月下旬には福島県郡山市で開催された原発賠償説明会・無料法律相談会に参加。同市では、草むらに線量計を持って行くと、ぐんぐん数値が上がり、目に見えない放射線の恐怖を実感しました。「私達はモルモット」と言う被災者に返答の言葉が見つかりませんでした。被災者の声を聞けば聞くほど、何か力になりたい、役に立ちたいと思うようになり、大阪弁護士会災害復興支援委員会に入って活動するようになりました。

大阪弁護士会災害復興支援委員会の取り組み

・情報提供など 今回の震災による近畿への避難者は約4,200名で、大阪府には1,555名の方が避難しています(平成23年11月18日現在)。大阪弁護士会では、これらの遠隔地避難者の方々に対し、無料法律相談(面談、電話)、各自治体での原発賠償説明会+なんでも相談会、被災者向けニュースの発行、弁護士会のホームページでの復興支援ページ設置、様々な資料の送付、東北3県の新聞購読による情報提供、被害実態調査、シンポジウム開催など様々な支援活動を行っています。



・孤立する避難者 何の地縁もネットワークもなく大阪に避難している方も多く、そのままでは孤立してしまいます。しかし、行政は避難者の居住地を開示しないため、当初、当委員会が支援したくてもできませんでした。そこで、委員で手分けして全市町村にアクセスし、情報提供などの協力を求めたところ、現在では、各市町村が当委員会の活動に快く協力してくれるようになりました。

また、避難者支援の各種イベントなどを通じて、大阪府下で活動する社協、NPO、企業、各種団体など

が連携して支援活動を行うようになり、避難者の間をつなぐネットワークも形成されてきています。

原発事故損害賠償について

大阪府には福島県などから原発事故による放射線被害を避けるために避難している方も沢山おられます。また、原発施設で働いていた方も避難しておられます。これらの被害に対し、加害者である東京電力の設定する賠償基準や、政府が策定する賠償指針は、その範囲及び金額において低い水準にあり、被災者が納得できるものではありません。当委員会のメンバーが中心になって、近畿弁護士連合会管内の有志で関西弁護団を結成し、被災者の方々が完全賠償を受けられるよう研究・支援活動を行っています。

活動のやりがい

これらの委員会活動は全てボランティアですが、莫大な時間がかかり、説明会・相談会で土日が潰れることも多々あります。また、弁護士の日常業務とのやりくりも大変です。しかし、過酷な経験をされ、現在も不安定な生活にある避難者の方々の安心した顔を見たり、感謝の言葉を聞くと、苦労もふっとびます。

当委員会メンバーは、高齢者・障害者問題、貧困問題、環境問題、子供の権利、消費者保護など、各種委員会のメンバーや、原発認定集団訴訟、水俣訴訟、薬害訴訟などで活躍された先生方で構成され、その知識・経験を出し合って活動しているので、とても勉強になるとともに、その熱意、行動力にはとても感銘を受け、自分も頑張らなければと思います。当委員会の活動は、自分の弁護士人生の中でも沢山の宝物を得ることができる貴重な経験となると思っています。

これから

被災地の復興、被災者の方々の生活再建には、まだまだ時間がかかります。また、原発賠償問題についても、問題山積みです。しかし、全国の有志の弁護士、支援者、支援団体などが、被災者支援でつながって、日々胸を熱くして活動しているので、きっと未来は開けると信じています。



寄稿

この町が復興するまで命ある限り

宮城県南三陸町 松野 三枝子様

3月11日、末期の胃がん治療の為、志津川病院に入院しておりました。地震の時は3階のお風呂に入っていて、揺れでお湯から出ることが出来ず、このまま津波が来て流されるのかなあ〜と諦めていた時、大きな揺れでお湯と一緒に廊下に投げ出され、発見されて、バスタオル1枚で屋上に逃げました。病院のパジャマに着替え、雪の降る屋上から見た光景は忘れることができません。

車に乗ったまま津波の上に浮いて海に流されて行く若い女の子、冷蔵庫につかまり『助けてくれ』と叫びながら海底にもっていかれた人、家ごと流されてきた2階の窓から私達を見ながら海底に沈んでいったおばあちゃん、手を伸ばしたら届きそうな所をどんどん流されていく人達。でもどうすることも出来ず、私の生まれた家も一瞬で波に吞まれ、これは映像で、明日になれば元に戻っているのではと思うくらい、辛く苦しい現実をただ茫然と見ているしかありませんでした。

あまりの惨劇に病院の先生方は、中に入るよう声がけて5階の会議室に250名で避難していました。

やがて暗くなり寒さが厳しくなってくると、患者さんが1人また1人と亡くなっていき、大部屋から移動していきました。柿の種1粒と氷ひとかけら頂いて全員で夜を明かしました。二波三波と来る津波で病院が揺れ、余震で揺れ、生きた心地がしない長い長い夜でした。夜中ヘリコプターが病院のそばを通り、看護婦さん達が懐中電灯をぐるぐる回して知らせると、ヘリが戻って来てホバリングしながら、人数の確認でもするかのように大会議室の窓を端からゆっくり照らしました。「もしかして、私達助かるかも知れない」そんな気持ちにしてくれた一瞬でした。同じ3階に私の父親が入院していたのですが、間に合わず、津波にのまれてしまいました。津波は4階の天井まで達したので、どうしようもなかったようです。そんな父も10月23日に仙台沖で発見され、私達の元に遺骨となって帰って来ました。

そんな中、私は病気から立ち直り、元気に動いています。生かされた命大切に！そして色々な方の為、動きたいと考え、“農漁家れすとらん”を立ち上げること

にしました。皆が集える場所、お安く食事ができ、安心して眠れる場所、被災して仕事のなくなった人達と一緒に地元の寄り所となるような場所作りに！この町では孤独死する人が1人も出ませんように、毎週の炊出し、楽しい体操、踊りをして誰でも皆が集まれる場所作りに励んでいます。私の命のある限り、この町が復興するまでがんばりたいです。ご支援をお願いいたします。



J Aバンク南三陸農業協同組合志津川支店
普通預金 0016243 共同食堂 農漁家れすとらん 松野や

寄稿 陸前高田から

特別養護老人ホーム高寿園

事務主任 黄川田 純一 様

東日本大震災から早1年。今回の地震で陸前高田市(震災前人口24,246人)では、岩手県で最多の1,800人余りの市民が犠牲になり、その内まだ見つからない方が200人余り。当法人でも職員10名の他、法人役員・委員が11名、職員の家族33名が亡くなり、住宅が被災した職員は全職員約150名のうち半数にのぼり、私の家も跡形もありませんでした。いまだに写真一枚見つかっておりません。

震災当日、たちまち避難所に



特別養護老人ホーム高寿園は林に遮られて町も海も見えない高台に位置しており、地震直後、何が起きているのか全く分

りませんでした。ところが着の身着のままの避難者が、山を越え、林を抜けて続々とやってきて、たちまち施設は避難所と化しました。町が壊滅状態だと言うのです。夕方になると寒さも厳しくなり、入所者の4人部屋を6人部屋にして居室を空け、広い食堂を開放しました。廊下にも避難者が溢れていました。避難者、職員、入所者、デイサービス利用者を含め最大1,000名を超える人が生活を共にすることになったのです。

電気・水・食糧は？

震災後1週間ほどは、椅子に座ってうつ伏せになって寝る状態でした。それでも朝は5時過ぎには起きて、施設内を巡回しました。6時からの朝礼には職員が事務室に集まり、現在の避難者数や不足している物資や入所者の様子、避難者の状況、市の情報等様々な報告を行います。2週間経った辺りから、避難者を班編成し、リーダーを決め、リーダー会議を行い、今後の対策や連絡事項を確認しました。

停電した5日間程は、防災用として備えていたポータブル式発電機で吸引器やベッドのギャジアップ、そして照明をつけたりして大変役立ちました。

一番困ったのはトイレでした。トイレにポータブルトイレを置き、用を足したら各自でバケツを持って予め掘っておいた穴に捨てました。この状態は仮設トイレがくるまで3週間程続きました。

水は当初、支援物資のペットボトルの水を飲料水や調理用に使用していました。その後自衛隊の1トン用給水車が毎日来てくれ、1ヶ月過ぎた頃からは奈良県や兵庫県の給水車から施設の貯水槽へ直接給水をお願いし、蛇口から水が使えるようになりました。

食糧は多少の常備食はあったものの長期の避難生活に備え1日2食、それもほとんどおかゆという状態で、3週間程続きました。

震災当初は施設の調理員が避難者の分まで調理していましたが、1カ月過ぎたころから古い厨房を usable するようにして避難者で調理をするようにしました。

幼稚園児や小学生、中学生は、学校が始まるとみんな施設から学校に通いました。

つらい...

今回特に辛いと感じたのは施設の近くに火葬場があり、震災後そこに向かう車や人が急に増えたことでした。遺体があまりに多すぎて処理しきれなくなり、知人の家族も他の市で火葬をしました。中には火葬中に灯油が不足した為に途中でやめ、翌日に延期となった方もいたそうです。そのご家族の思いは想像を絶するものがあったと思います。

各地からの様々な支援

施設には様々なボランティアが支援に来てくれました。歌、パントマイム、食事の提供、子供達の遊び、足湯、面影画、野菜植えなど。衣類や食材、靴、飲み

物、衛生用品、紙オムツ、衛星電話の設置等の支援も大変助かりました。また内陸の施設の協力で入所者の衣類を車で運んで洗濯をして頂いたり、夜勤の職員の派遣をして頂きました。



1ヶ月ほどテントで寝泊まりして、食事の提供や、調理を手伝ってくれた宗教団体もありました。各地から社会福祉協議会、医療チーム、大学生、栄養士会等の団体も来てくれましたし、テレビでおなじみのタレントも支援に来てくれました。自衛隊の方々は毎日必要なものがないか聞きに来てくれ、次回来る時に持ってきてくれたり、洗濯機を設置して洗濯場を作ってくれました。神奈川県警など警察官の皆さんは車を常駐させ不審者がいないか、もめごとがおきていないか常に注意を払ってくれ安心しました。他にも弁護士会、携帯電話会社、損害保険会社などの皆さんが先のことについて相談にのってくれました。



に注意を払ってくれ安心しました。他にも弁護士会、携帯電話会社、損害保険会社などの皆さんが先のことについて相談にのってくれました。

対応に苦慮したのは報道陣です。新聞、テレビの取材が後を絶たず、施設や避難者に申し込みが殺到したので、取材時間の制限を行いました。

すっかりスリムな体型に

日常の仕事となった避難者の皆さんのお世話は、避難者名簿作りに始まり、毎日何十通と配達される郵便物や宅急便の受け渡し、全国の支援者からの電話の対応、ボランティアの受け入れ、支援物資の受取、自衛隊との対応、具合が悪い人の病院への搬送、避難者を捜しに来た人への対応と、本当に息つく暇もない程で、食糧不足もあり、皆、かなりスリムになりました。

今回の震災が風化しないように

その後、市内各所で仮設住宅の建設が始まり、7月末に仮設住宅に移った避難者で最後となり、ようやく4ヶ月半にも及んだ避難所としての役割を終えました。以前のような陸前高田市の街並みは無理でも、地元に戻って昔からの親戚や知人、友人と笑顔で話せる日が来ることを皆が切に望んでおります。どうかその日まで今回の震災が風化しないようにと願わずにはいられません。最後にこれまで当市に物心両面にわたって頂いたご支援に対して深く感謝申し上げます。



「のいえプロジェクト」

～ 料理研究家 山本 朝子先生 ～



今回は、2011年6月、玄米から体に良いパンやケーキを家庭で簡単に作る調理法で特許を取得された料理研究家山本朝子先生にインタビューさせて頂きました。先生は、東日本大震災で家庭を失った子ども達に、生まれた土地でのびやかに成長できる場を提供する「のいえプロジェクト」を立ち上げ、「NPO法人子ども達の自立を支援するネットワーク」を設立されました。宮城県東松島市から帰られたばかりの先生。愛が溢れだすようなパワフルトークに、時間の経つのも忘れ、引き込まれました。（税理士 林 幸・青木 和巳）

♪ 朝子先生はどんなお子さんだったのですか？

大人しい子でした。小学生の頃までは病弱で、外で遊ばず読書ばかりで、物語の世界に入り込んで過ごしていましたね。その頃出会った「赤毛のアン」の世界は今の私のライフワークの一部でもあります。

♪ 英語の先生をされていたこともあったとか？

中学生で出会った素敵な英語塾の先生に憧れて大阪外国語大学(当時)に入学し、在学中から英語塾を経営していました。とても繁盛して(笑)、塾と教材づくりにあけくれました。でも、主人と出会い、結婚した26歳で塾をやめました。主人は、研究熱心でキッチンとした生活をする人です。私の人生には今までなかった「深く学ぶ」ことを教えられました。今の私があるのは主人のおかげです。

∞ では、いつ頃から料理研究家になられたのですか？

3人の子供達の子育てに専念していたのですが、以前の噂を聞きつけたお母さん達から頼まれて、幼児の英語教室、お母さん達の英会話教室をするようになりました。また、どうしても頼まれて引き受けた受験生を合格させたら、口コミでどんどん生徒が集まってきた...(笑)。でも一方で、「家庭」が一番と思っていましたから、家族には衣食住全てにおいて、自然のもの、手作りのものを心がけました。凝り性なので、何事も手を抜けないんです(笑)。それで、今田美奈子先生の洋菓子の師範免許も取り、英語教室の合間にフランス菓子をお母さん達に教えるようになったんです。

1999年から大好きな赤毛のアンの世界を具現したくて「アトリエ・グリーンゲイブルズ」を開きました。ここでは、自然に寄り添った健康的な暮らしを提案しています。残り布のキルトや自然木材を使ったインテリア、フラワーアレンジメントやお菓子作りを教え、健康的で美しい食卓を目指す「アンのお茶会」もしました。

♪ 「アレルギー対応おいしいごはん」を書かれましたね。いつものように「アンのお茶会」を開催した時、ある子が「ケーキは食べれないからね～！」と言われていたのです。卵アレルギーの子でした。とっさに台所に行って円盤型のわらびもちを作り、きな粉とイチゴ・製菓用金粉を使ってケーキを作り、渡しました。すると、その子の顔からバラ色の笑顔がこぼれたんです。

そして、卵・砂糖・バターを使わない、米や雑穀などで出来るお菓子や料理を研究し、一念奮起。2年がかりの独学で、CC'Cooking(Cultural Creative Cooking 文化創造に溢れる食卓)というカリキュラムを作り上げました。普通の食材を使って栄養のバランスが整ったアレルギー対応食を作り出しました。



「ミキサーでつくる発芽モード玄米・雑穀レシピ」という本もありますね

特許を取った元になるレシピ集です。2004年に完成したCC'Cookingを進めていた3年後、“玄米は発芽毒があるので注意”という説を聞いたんです。確かに、健康のために玄米菜食をされている方が、体を壊すことがあるのです。疑問を感じだすと止まらなくて...(笑)。それからは研究に没頭する毎日でした。玄米・雑穀を始めとする植物の種子は、発芽に適切な季節までは、腐ることなく、発芽しない性質をもっています。それが発芽抑制因子と呼ばれる発芽毒で、人間には有害ですが、それを無害化する方法をつきとめました。2007年、12時間浸水して無害化された玄米を、水中粉碎したグレインミルク(重湯)・大豆を使って簡単にケーキやパンを作る方法を考案したのです。昔の人は、一晩水に浸けてから玄米を炊いてましたよね。それが体にも良く美味しく食べる秘訣だったのです。その技術から“グレイニズム(造語) =

穀物主義”という理論を確立し、その理論やノウハウを取得できるグレインマイスター制度も作りました。

※ 特許権取得の祝賀会には、「ムトーのいえ」に参画されている方も沢山出席されてましたね

東日本大震災が起こり、これまでのネットワークの仲間たちですぐに、お世話になってきた生産者さんへの義援金を集め、支援を始めました。でも私は、被災した子ども達、特に家庭を失った子ども達に温かい手を差し伸べる、そんなことができないかと思っていました。5月のことです。石巻の工場もお店も津波で失い、大阪で再起を図っておられた(株)パプアニューギニア海産の武藤さんから被災を免れた高台の自宅を使ってほしいとの申し出があったのです。長年、途上国の産業育成に尽力されてきた方です。また、滋賀県で障がい者もそうでない人も一緒に暮らしながら養育里親として沢山の子ども達を育てておられる茗荷村の元代表からファミリーホーム(注)の提案と運営の指揮を執ってくださいという申し出を受けました。そして次々と人と人の繋がりからまたたく間に夢は現実のものに、色んな方々の協力の元「のいえプロジェクト」を立ち上げました。その第一号が「ムトーのいえ」です。

☞ 何故「のいえプロジェクト」なんですか？

「子ども達は“誰それさんのいえの子”と呼ばれるのがいいなあ」と「ムトーのいえ」になりましたし、これから第2号第3号とファミリーホームを作っていきたいということから「のいえプロジェクト」なんです。そして、その活動母体として、公益財団法人プランジヤパン(旧名：フォスタープラン)の活動からヒントを得て、「特定非営利法人 子ども達の自立を支援するネットワーク」(平成24年3月16日認証)を設立しました。

♣ 「ムトーのいえ」の子どもたちは？



クリスマス会

10月1日に開所してすぐ6人の子ども達のいえになりました。茗荷村の方々や若い二人の里親さん、運営委員

になってくださった民生委員の方始め地域の方々に支えられ、見守られ、育っています。クリスマス会には地域の子もたちや親御さんも沢山来られました。毎月「ムトーのいえ」を訪問して子ども達を抱きしめ、遊び、生活を見守っています。

病弱で読書ばかりの日々、孤児である「赤毛のアン」の生き方に共感し、文学全集にたくさん出てくる孤児の話がずっと心に残っていました。小学生の頃から「大人になって成功して財を成すことが出来たら、若草物語続編に出てくるマーチ家の次女ジョーのように「愛の学園」を作りたい、家庭に恵まれない子を幸せにするような仕事をしたい」という夢がありました。

「ムトーのいえ」で育った子は、安全ないい食べ物で、いい環境で、きちんとした愛情に育まれて健全に育って、将来企業から就職のお誘いがきて、安定した生活できるような子供達になって欲しいと考えています。

☞ これからの人生はどのように？

これまでの私は「主人のおかげで幸せに暮らさせてもらっている、なにか社会的にささやかな気持ちでお返しがしたい」と漠然と思っていましたが、今は違います。今までの人生で培ってきたものを全てつぎ込んで、ファミリーホームを、このプロジェクトを支えていきたい。長年夢としてあたため続けてきた、一点の曇りのない思い、真っ直ぐな気持ちで子供達を支援したい、そして、このために今までの私の人生があったと感じています。後は財を成すだけです(笑)。

そんな思いから今年2月26日グレイニズム(株)を設立しました。利益の一部をホームの設立資金に、将来ホームを卒業した子供達の就職先にしたいと考えています。今までは英語塾も食の研究も趣味の延長でしたが、今度は会社として利益を上げてプロジェクトを支援していきたいんです。

グレイニズム(株)の事業は、グレインマイスター制度資格制度の充実のためのセミナー開催や料理教室、ノウハウ・商品の開発、農産加工物指導やフードコンサルタント業と多岐に渡ります。そして会社の後継者を育てながら継続的に夢を叶えたいと思っています。

NPO 法人 子ども達の自立を支援するネットワーク

⇒ <http://www.neue-project.com/>

TEL. 06-6105-5696

『継続的に支援くださる方を募っています』

振込先⇒ゆうちょ銀行

番 号: 00980-5-144347

口座名: 子ども達の自立を支援するネットワーク

(注)ファミリーホームとは、厚生労働省で、平成21年創設された制度で、児童5～6人の養育を行う里親型グループホーム。

東北事務所旅行

東北復興支援に少しでもお役に立ちたいという想いと、所長が副会長を務めている総合福祉研究会の全国大会開催地が花巻に決まったことで、急遽、事務所旅行が決定しました。幹事は、前田と青木と河野。行程は、花巻～平泉～巖美溪(泊)～松島～塩釜～仙台空港。日頃から親しくさせて頂いている、本井公認会計士事務所の皆さんと一緒にすることになり、岩手と宮城に



1泊2日だけれど盛り沢山の旅行を企画しました。11月にしては穏やかな天候と山々に見守られながら、自然の雄大さと紅葉の美しさに酔いしれ、わんこそばや牛タン、生マグロのトロを堪能。2日間で、皆すっかり体重が増えていました。地元の方は親切で温かく、また来たいと強く思った旅行でした。(河野 けい子)



花巻空港は近い 伊丹空港から1時間半。意外と近いのです。花巻空港に着陸すると、東北の蒼い空が私達を迎えてくれました。心地よいので、心が空に漂いだしそうでした。午前中は花巻で体験コースと観光コースに分かれ、体験コースの私は花巻交流会館へ。

こびり(きりせんしょ)づくり 幹事の特権により、数多くある地元産業体験の中から選んだのは「こびりづくり」。おやつのことを「こびり(小昼)」というそうです。たまたま調理実習に来られていた花巻の地元の方々と



きりせんしょ

一緒に、「きりせんしょ」2種類と大学ポテトの調理体験、フラワーアレンジメント体験をしました。

花巻交流会館は、元空港ターミナルのため窓の外は空港でした。発着する飛行機や峰々を見ながら、震災後の様子をお聞きしました。平泉の僧侶達は、毎日ご遺体を現地から寺に運んで供養を続け、世界遺産登録後もお祝いムードは避けたそうです。楽しいひとときを共に過ごした地元の人なつこい子ども達とお別れして、成島三熊野神社と宮沢賢治記念会館を巡った観光コースメンバーと合流し、昼食の「わんこそば」へ。

わんこそば お給仕さんがお椀の蕎麦が空になるや「ホイ！」とおかわりを入れてくれます。いろいろな薬味も味わいながら、元椀に蓋をしたらごちそうさま。パスガイドさんによると、最高記録はなんと559杯！平均で男性60杯、女性40杯らしいですが、事務所が一番若い藤原くんが54杯で最高でした。女性一番は内緒です。



そぼっち

平泉観光 世界遺産の中尊寺を参拝しました。金色堂は、本当に極楽のようにキラキラと輝いていました。散策した境内の深緑は、癒しの効果抜群。もう一箇所、毛越寺に行きました。そこにある大泉ヶ池は、800年の歴史があり、鏡のような水面に映える風景は、風情が倍増し、魂まで洗い清められるようでした。光がさすと、よりあざやかに色づく



紅葉

黄と赤、木々の緑、秋を告げる紅葉の三色コントラストが名画のようでした。

宴たけなわ 巖美溪にある宿に着き、ゆっくり温泉に入った後は宴会です。幹事手配の宮城県酒「浦霞」や東北泉「出羽燦燦」は大好評でした。すっかりいい気分になって恒例の余興。スリッパリレー、背中に書いた文字の伝言ゲーム、チームメンバーの胴回り合計の長さ当てゲーム等、チーム対抗競技です。ほろ酔いながらも賞品つきとなると皆真剣です！負けず嫌いが裏目に出てイエローカードを出されたチームもあったりして、大いに盛り上がった宴会でした。

巖美溪 2日目の朝は巖美溪へ。岩肌の谷間にエメラルドグリーン溪流と滝が流れていて、眺めていると時の経つのも忘れて心がほどけるようでした。巖美溪の上を通る名物「空飛ぶだんご」が営業時間前で食べられずに残念！でも直談判で食べてきた職員も!?移動バスの中では連想ゲームをして眠気を飛ばした頃、松島に到着しました。



巖美溪の流れ

松島散策 瑞巖寺、苔の洞窟群、紅葉の円通院、五大堂海岸を自由散策しました。途中、海岸から離れたところで、津波が押し寄せた跡に触れたときは、想像を絶する高さに背筋が寒くなりました。

松島湾の遊覧船 デッキから見える山々には、八百万の神々が連想され、日本三景に名を連ねる美しい島々の間を巡りながら潮風に吹かれ、水平線はるか大海原を拝みました。遊覧船についてくるウミネコ。船内放送のとおり、かっぱえびせんを投げると、ウミネコがどんどん寄ってきてくちばしで見事にキャッチ！

その度に「ウォー！」とみんな大興奮！



定期遊覧船

塩釜 塩釜港に到着すると遊覧船内で聞いた「近海で水揚げされた生マグロをいただけ

るのは全国で塩釜だけ」という話でもちきりです。全員一致で急遽予定を変更し、お寿司屋さんに直行。美味しい生マグロのトロとお酒で一同大満足です。昼食は牡蠣づくしと牛タンでしたが、最後の最後までグルメにはまった旅行でした。(河野 けい子)

～一緒にした本井事務所のみなさんの感想～

幹事の皆様とレクリエーション担当の皆様の手際よさがBESTでした！おかげさまで何一つ滞ることなく、快適に過ごすことが出来ました。本当に感謝です。塩釜で思いがけず美味しいお寿司が食べられたことは旅の醍醐味ですね。(鈴木 都さん)

宴会やバスの中でのゲーム、とても楽しかったです。林事務所の連帯感が垣間見えました。前から行きたかった平泉など、観光地のコースもよかったです。一緒にさせていただき、とても良い旅行になりました。有難うございました。(伊賀 豊子さん)

自然の中でおいしい空気を吸い、紅葉を見て、とても癒されて幸せな気分になりました。宴会では全員参加のゲームで楽しかったです。めったに食べることのできない生のマグロのお寿司を味わえたのも嬉しかったです。(篠木 靖代さん)

紅葉の季節に、世界遺産の中尊寺に行けたことが嬉しかったです。松島の遊覧船では、美しい景色だけでなく、ウミネコのかっぱえびせん空中キャッチを見るのも楽しかったです。それと林事務所の方々のパワフルさに圧倒されました。(北村 佳美さん)



松島～塩釜遊覧船レポート

松島から塩釜まで約50分かけて湾内の島々を遊覧しました。一番インパクトがあったのは、何と言っても、肝が据わったベテラン船内ガイドのおばちゃん！松島を出発してすぐ、おばちゃんが一言。「湾内では、ウミネコがこの船を追いかけできます。ここのウミネコは、かっぱえびせんしか食べません！」「えっ？かっぱえびせん？」と知っているうちに乗客たちの大移動が始まりました。「なに？なに？」と思い、ついて行ったら、おばちゃんがかっぱえびせんの小袋を50円で販売していました。「ぬかりがない」と思わず思った私。このあと、しばし船尾でウミネコたちと戯れました。かっぱえびせんを投げると、見事なタイミングでキャッチして食べます。「もしかして...」と思い、かっぱえびせんを指で持って待っていると、上手にくわえて持っていきます。指をかまれるかも...という心配は全く必要ありませんでした。人生で初めてウミネコと遊んだ楽しい時間でした。



ウミネコ

ウミネコと遊んだあとは船内に戻りガイドさんの話を聞きました。普通のガイドさんのように“ただ聞いていたらいいだけ”と気を抜いていると、時々「何故、松島湾でしかカキを作れないんですか？」と、おばちゃんから、ちゃんと話を聞いていたかどうか試すような質問が飛んでくる。ほんと気が抜けない...。湾内学(?)の授業みたい...。おばちゃんの迫力に負け「松島湾には川からきれいな水が流れ込んでくるから」と答えるとおばちゃんはご満悦そうでした。

塩釜港がだんだん近づいてくる頃、「今年初めて収穫されたのりで作った乾燥のりは船内でしか買えません」とおばちゃんが叫びます。すると船内が一瞬にしてマーケットに変身。のりの袋とお金が空中を舞う舞う。なかには大人買いしている方もいて、あっという間に用意されたのりはほぼ完売。湾内の島々の話も良かったけど、このガイドさんに圧倒されっ放しの遊覧でした。(事務所職員の家族 林 かずこ)



いま 思うこと 伝えたいこと

※東北を訪ねて 住吉区 加藤 純一 様

三月の初めに 仙台空港に降り立つ機会があった。大震災以来、はじめての東北。ターミナルビルとその周辺は被災を全く感じない復興ぶりである。しかし、一步空港の敷地を出ると周辺の住居や店舗はほとんど流され、プレハブの事務所だけが設置されて、隣接する航空大学の敷地には瓦礫が山のように積まれている。仙台東部道路を行くと田圃にはまだ漁船が点々と残り、復興・復旧もまだまだであることを実感する。一年を迎える今日、マスコミでは色々特集が組まれているが、個人の視点から見た3月11日の震災の実態を知りたいと思っていたところ、新聞の書評で「河北新報のいちばん長い日」(文芸春秋社)を知った。まだ読み続けている状態だが、テレビや新聞報道とは違う側面を知ることができた。聞くところによれば、仙台の中心部は復興関係者が多数訪れており、国分町(町一番の繁華街)では、飲み屋やバーの空席がなく、ホテルを探すのも大変とのこと。その一方、周辺の観光地はとんでもない落ち込み。なにか遠慮があつて訪れるのに躊躇があつたが、みんなが訪ねることが復興への一助になるのかと思う。

※厳罰化を憂えて 弁護士 四宮 章夫 様

1. はじめに

今朝(3月22日)の新聞に、大阪地方裁判所の裁判員裁判によって、幼児を虐待死させた20代の夫婦が傷害致死罪で15年の刑(求刑10年)を宣告されたと報道されている。判決宣告時の裁判官の説示と裁判員の記者会見の様態も報道されており、合議の席で、いたいけな幼児の殺人は通常の殺人よりも当然に罪が重いと(誰かが)力説していた模様が目に浮かぶようである。

殺人事件の裁判員裁判については、つい先日も無期懲役が宣告された例が報道されていたし、死刑判決も続々と宣告されている。その結果、我国は国際的に見ると、珍しい死刑存続国家であるとともに、極端な厳罰主義の国家となってしまったように思われる。

2. 被害者を思うことは

我国には、被害者の無念を重視し、これを代弁すべき親族の処罰感情を尊重することが、被害者を思うことに繋がるという幼児的な感情が蔓延している。

そんなときに思うのは、こうした傾向に迎合する商業マスコミに煽られる我国の文化水準と、大量殺人事件での対応に見られる欧州先進国家の文化水準との落差である。応報を求める心は犯人を支配することによる爽快感に繋がり、また、厳罰を声高に求める行為は自ら主人公として振る舞っているかの如き興奮をもたらすが、実は、既にそこには、被害者の痛みや苦しみは存在していない。

スウェーデンの第三の都市マルメでの大量殺人事件では、犯人に刑事責任能力があつたとしても、最高刑が懲役21年であると報道されているし、現在刑事責任の存否が問われていて、これがなければ無罪となる。今般ユダヤ人4人が殺害されたフランスでも、憲法で死刑が禁じられている。

国を挙げての被害者の追悼の様子を放映するTVニュースで、被害者を思う全国民の敬虔な姿勢と厳粛な空気に触れていると、視聴者の頭も自然と垂れてくる。その報道には死刑の復活を願う声は見られず、むしろ施政者から、この悲しみを理性的に耐えていこうという明確なメッセージが発せられている。

3. 河野義行さんのこと

松本サリン事件を起こしたオウム真理教に対する一連の刑事裁判がこのほど一応の決着を見たことは周知のとおりであるが、ここで触れたいのは、当初この事件の犯人として冤罪で逮捕された河野義行さんである。

彼の奥様は、この事件で重篤な障害を受けたが、河野さんは彼女を愛し続け、その思いを綴った本を「妻よ! わが愛と希望と闘いの日々」として世に送っている。犯罪被害者である妻に対する静かで、深い愛情が盛り込まれている。

しかし、彼は、オウム真理教の犯人が刑事裁判で有罪となるまでは「無罪の推定を受けている」と理性で割切る一方、「仮に有罪が確定しても、犯人を憎むことは、妻を回復させることにはならないし、犯人を憎むことを今後の人生目的とはしたくない」とも語り、その感情をも見事に整理されている。前述のスウェーデン国民や、フランス国民の姿を見ていて、私は、河野さんの言葉を思い出した。

4. 最後に

劇場型の裁判員裁判が、いよいよ、感情の暴発の度を深めていることに対し、深く、深く憂慮している。

※大人の知恵? 元高校長 南 嘉浩 様
「立ちたくなければ欠席という選択をするのは大人の知恵」との認識を示したという新聞(3月22日付朝日)報道を見て、瞬間、本当?と疑いました。新聞報道でするので話の前後が分からず、橋下市長の意とする所を正確に伝えていないかも知れません。しかし、もしこれが国旗国歌条例運用の市長の真意なら唾然とします。

大阪府下公立学校の今春の卒業式は「教職員の国歌起立斉唱」で職務命令が出、注目されました。「命令」ですから違反者には「処罰」の必要があります。処罰は各校長の報告に基づき府教育委員会が行います。ですから各校長の報告は全教職員公平で、かつ訴訟に耐えられるのでなければなりません。各校長は、式当日以前から大変な緊張感を持って勤務されたと思います。

ところが、前述の新聞報道には、教員を式場外係に配置することについて「式場内での不起立を許さないよう現場でしっかりやってもらえばいい」という橋下市長の発言が記されています。各学校とも校内巡視・警備という式場外係を設けています。違反者になりそうな教職員をこの係に当てて済むことでしょうか。各校長は事前に式当日の年次休暇届けが提出されれば、時季変更権の行使を考えます。これも大人の対処でいいのでしょうか。

大阪府教育行政基本条例・府立学校条例が成立しました。条例の全てを否定するものではありませんが、多くは学校教育という「人を育てる畑」に“塩”を撒くようなものと考えています。不毛の地になる前に大人の知恵を絞らないと人が育たなくなります。

※三題噺? 働く女性の人権センターにいる 赤羽 様
【その1】 今回こそワーキングプアが解消される一助になるかと思った労働法改正への動きは、すべて、期待はずれどころか、「現状はあんまりなので一応考えてみました」だけのアリバイ作り、むしろ改悪になってしまいそうです。

【その2】 2011年3月11日以後、私たちは原子力の被害者から加害者になってしまいました。

【その3】 昨年11月27日の大阪ダブル選挙結果。既存の労働運動の活動家が、「橋下に投票する人の気持ちがわからない」と言っていますが、自分たちの運動のあり方への失望が橋下への期待にすり替わったと反省することが必要なのではないのでしょうか。

多くの投稿を頂き有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。



【そして思うこと】 ちっぽけな権力でも、手に入れた人は無自覚に変わって、あるいは変えられてしまう。その積み重ねが、大きな権力に好き放題をさせてきたのではないかと自戒も込めて思います。そして「微力ではあっても無力ではない」ことを忘れないで、なかまと共に未来への希望を紡いでいければと思います。
※教育の行方に危惧 中学校教師 岸本智恵美 様
教師が君が代を斉唱したかどうか「口元確認」...というニュースに驚いた。府立和泉高校で晴れの卒業式に実際に行われたことだ。時代が逆流しているのだろうかと思いを疑った。このニュースを聞いた多くの人が疑問を持ち「おかしい」と感じてくれることを願っている。そうでないなら、ある意味危険な世相だと複雑な気持ちになる。

近年、特に安倍政権下で行われた教育改革で教育基本法が改定された頃から、教育が変われば社会が変わるという発想のもと、時の首相や多くの教育専門家でない有識者が、現場を熟知しないで公教育のあり方にあれこれ口出しするようになった。そういうことに不快感を覚えつつも、日々の学校現場のあわただしさの中で聞き流している自分の無責任さを反省している。確かに豊かな環境で充分な予算をかけて子どもの個々の能力に応じた教育ができるなら、社会は少しずつ変わるかもしれない。しかし、教育に即効性や特効薬的なことを求めすぎてはいけなことを理解してもらいたい。性急な数値結果を求めることも危険である。また、国際競争に打ち勝つ力のある一部のエリートを育てることだけが学校教育の目的ではないこともわかってほしい。教育改革は必要だと思うけれども、アメリカやイギリスの教育改革(学校選択制や学力テストの結果公表)を後追いしている現状を、どれほど深く検証しているのだろうか不安に思う。

橋下大阪市長が掲げる学校選択制に関しても、先に導入した国や東京などの弊害を知った上でのことなのだろうか。できるならば現場の教師の声を聞いてももっとも熟慮して慎重に行ってもらいたい。学校を序列化しむやみに統廃合したり、教師を相対評価で成績をつけて罰則や処分と縛りつけるなかで、子どもにとっていい教育が本当にできるのだろうか。

Key for Success 第18回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」よくわかる！経営基礎講座（講師林光行・幸）修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は、講座修了後5年ぶりに偶然に林幸に出会った山田幸枝さんです。17期修了後学校へ通い色々経験を積まれて、4年前に整体療術院「わこう」を開業されました。話を聞いて感動した林幸の薦めもあり、発表して下さることになりました。当日は実習も交え、体に対する悩みを抱えている(?)参加者も真剣に体を動かすのですが・・・!?(小林 実愛)

きっかけはお母さまの癌

山田さんが26歳の頃、お母様が、余命2週間の癌の宣告を受けられたそうです。戦前生まれのお母様は、「人生で何もいいことがなかった」が口癖。「何とかしなければ...」とあらゆる本を買い、その中で食事療法で癌を治す「森下自然医学療法」に惹かれ、働きながら朝晩玄米菜食のお弁当を病院に届け続けると、奇跡的に癌が消えたそうです。その時に出会った自然食品店の御夫婦が、可視光線療法(人工的に作った太陽光線を当てて生理機能を整える治療法)、臨床操体法(全身の筋肉をゆるませ筋骨格系を矯正する運動療法)を始められました。その時、腱鞘炎に悩まされていた山田さんが第1号患者になられました。また、光線治療器を購入し、以後自分の病気は可視光線で治されたとのこと。

そして48歳。子育てが終わった虚無感と、「何のために生きるのか」をずっと考えておられた山田さんは、「こんなに効果のある可視光線療法をもっと広めたい」と開業を決意し、50歳で退職。その直前、退職を知らないはずの臨床操体法の先生から「うちに来ないか」との電話があり、思いがけず個人レッスンを受けることになったそうです。また、勉強熱心な山田さんは、整体療術学院があることを知り、さっそく学校に通い、療術師の資格を取得されました。

開業支援講座受講

「機会を逃さない」「いいと思ったら即行動」がモットーの山田さん。健康に役立つことは何でも勉強してきたけれど、「経営のことがわからない」と、たまたま林幸との縁で開業支援講座に参加。光行の「(違うと思ったら何度でも)山を降りて別の山を登ったらいいねん」の言葉に気持ちが楽になり、励まされたそうです。

整体の道が天職

翌年整体療術院を開業して間もなく、80歳の殆ど目の見えない白内障のお婆さんが来院。一心に話を聞き、治療を施すと、帰りにはスタスタと歩いて帰られ、その後12回で目が見える様になられた時には、手を取り合って喜び、「これこそが天職だ」と強く思われたそうです。ご自身の手の持つ力に確信を持たれた瞬間です。

そんな山田さんなので、仕事なのにどうしても思い入れが強くなり、施術時間が設定通りで終わることが殆ど無い状況で、収支のバランスは崩れ、経営は4年目の決算も赤字になってしまったそうです。さすがにこのままでは先は無いと、危機感を持たれたことも発表してみようと思うきっかけになったそうです。

みんなでやってみよう

まずは、ひとりが実験台となり、どんな歪みがあって、それをどう正しい状態に調整するかを説明しながら施術されました。でも「折角なので私達にも簡単に出来る方法を教えて下さい！」の声に、二人一組でゆらゆら運動を教えてくださいました。一人は横になりもう一人はその人の足先の方を膝に乗せて足首を立て、両手で支えながら左右に揺さぶります。交代して同様にしていると、「一人でも出来ませんか？」との声があり、林が見本になると、まるで陸に揚げられたマグロが喘いでいる様で・・・!?



わいわい言いながらの実習の後は、今後の経営についての改善意見を出し合いました。何とか山田さんにアドバイスをしたいとの思いから辛口の意見も出しましたが、山田さんは懸命に聞いておられました。

【第27期 よくわかる！経営基礎講座】 於：A'ワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
日時：「事業構想編」平成24年6月20日～7月18日 18:30～21:00 毎水曜日全5回(受講料25,250円)
「事業計画編」平成24年8月1日～8月29日 18:30～21:00 毎水曜日全4回(受講料20,650円)



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



❖今までの私は、実際はパワーを持っているのに「自信がない」とか「プレッシャーに弱い」と言い訳して、弱い自分にしがみついていたり、心配してもらって当然と甘えていました。でもANAを受けて、目の前に「今」いるその人を感じて、誠意を尽し、相手が受け入れやすい言い方が、少しですが、できるようになりました。

そうしたら、今まで私のことを苦しめる人だと思っていた人達が、心から私の味方をしてくれ、私を信じてくれている人達だということに気がつきました。

思っていたよりも世界はあたたかです。そして自分次第で変えられるようです。今からの自分に私自身が一番期待しています。 高本 愛 様

❖参加者で一番年が上、まして同じようなセミナーを過去にも受けている。完全に一步引いての参加でした。

2日目の朝、一人の女の子の発言に、頭をガツンとハンマーで、どつかれたような気になりました。3日目に別の女の子の発言で、更にガツンとききました。

今の会社や人生で、そんなに頭をガツンと、どつかれることを言われることが無いので、すごく衝撃でした。でも、とても大きな気づきをもらえました。本当に感謝、感謝です。ありがとうございました。

合田 裕実 様

❖この3日間は普段とは違う所に居た感じです。自分自身の内面を見つめ直す時間を持ててよかったです。自分自身と向き合い、言葉にすると涙が出ました。

今迄、周りの人達との関わりの中で考え過ぎていたことや、本心を伝え切れていなかったこと等を気づかせてもらえ、苦手だった人と構えずに、素直に思ったことを口にできるようにもなりました。

参加を喜んで下さった方々と一緒にがんばっていけることにワクワクします。ありがとうございました。

山崎 聖子 様

❖仕事に疲れ果て、将来のことが不安で、ワクワクや楽しいな気持ちが全く起こらない日々が続いていました。「このままじゃいけない。何とかしなくては」と、さすがのような思いでANAの受講を決めました。

「何でもっと早く来なかったんだろう。もっと早く来ていればもっと早く楽になったのに...」と思いました。

この3日間の体験で、私は自分自身を取り戻すことができました。今は、自分の人生の目標を叶えることにワクワクしています。これからは、周りの人を大切に、自分を大切に、人生を楽しみたいと思っています。

徳山 美希 様

❖ANAセミナーに誘われた時は、「仕事が忙しいのになんで行かないのか？」と思っていました。でも参加して、自分のことを考える良いきっかけになりました。

自分は、今まで沈黙で何回も場を回避して、自分の意見や考えを伝えずに逃げていました。当たり前のことですけど気づけてよかったです。それに家族、友達、会社の人達みんなに感謝する気持ちに気づきました。

野村 浩一 様

❖過去にたくさん失敗したことを、口ではそれでよかったと言いながら、本心では受け入れられていなかったことに気がつきました。今の自分が正しいということを守りたいために、過去の自分と似た人を否定して関心を持とうとせず、そうすることで相手がどんな気持ちになるのかも全く配慮していませんでした。

それに気づいた時は、自分を責めたい気持ちにもなりましたが、そこで否定するとこれまでと同じことになるので、「今までの自分や関心を持とうとしなかった相手も、その時その時のベストだと思うことを精いっぱいやってきた」と受け入れられたら、もっと素敵な付き合いができるんじゃないかと思いました。

浦 絵美 様

Awareness for New Actions

ANA

ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っ

ておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~

◇2012年5月 ANA◇

日程：5月4日(祝)・5日(祝)・6日(日)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2012年8月・11月 ANA◇

8月11日(土)・12日(日)・13日(月)

11月 2日(金)・3日(祝)・4日(日)

お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第75回経営倶楽部のご案内

第75回経営倶楽部は、神戸学院大学教授 ^{よしみたけし} 吉見威志 先生にご講演いただきます。先生は、通産省にて通商白書作成に携わられた後、学者に転じ、長年にわたり、タイにおける日系企業を調査研究するとともに、その知識・経験・人脈を活かし、タイ進出企業の支援をして来られました。

東日本大震災から一年。日本の製造業の供給力は震災前の9割まで回復したとの報道がある一方、電機メーカーを中心に工場閉鎖のニュースも目にします。海外進出した日本企業の課題を分析し、提言してこられた先生のお話から、中小企業の取り組むべき課題や活路を見出すヒントがお聞きできるものと思います。また、豊富な体験から、東南アジア各国のお国事情や習慣・価値観の違いなどもお話しいただきます。

ぜひとも、皆様お誘い合わせの上、お越しくださいますようお願い申し上げます。

- 講師 神戸学院大学経済学部教授 吉見威志 先生
- テーマ 「日本企業の経営と東南アジア事情」～ 日本企業がアジアで負けた本当の理由 ～
- 日時 平成24年4月21日(土) 午後1時30分～5時
- 場所 大阪社会福祉研修センター4階 会費 5,000円



❖次回以降は 第76回：平成24年7月7日(土) 第77回：平成24年10月13日(土) を予定しております。

詳細は開催1か月前のHPをご覧ください。お問い合わせは TEL06-6772-7770 info@share.gr.jpまで

◀ 新公益法人制度 個別相談会(無料)のご案内 ▶ 弊事務所では、『移行申請などの個別相談(無料)』を毎月開催しております。新制度における移行認定・移行認可の申請書作成など、あるいは、既に認定・認可取得しているが事業区分又は会計処理などについて専門家の意見を聞きたいとお考えの法人様はご連絡ください。今後の日程は、4/18(水)、5/11(金)、5/23(水)、6/8(金)、6/20(水)を予定しております。お問合わせは TEL 06-6772-7748 E-mail y-tanaka@share.gr.jp (担当：田中)まで

- ◆◆社会福祉法人会計簿記認定試験◆◆ 第8回認定試験は、平成24年12月2日(日)開催予定です。いずれの級も新・社会福祉法人会計基準での実施予定です。申込期間は9月下旬から10月下旬の予定です。詳細は「NPO 福祉総合評価機構」<http://www.fukushi-hyouka.net/>にてご確認をお願い致します。
- ◆◆社会福祉法人会計簿記テキスト【初級編・中級編・上級(簿記会計編・上級(財務管理編))のご案内◆◆ 社会福祉会計簿記認定試験向けの教材として、新・社会福祉法人会計基準に基づく『社会福祉法人会計簿記テキスト』を鋭意執筆中です。平成24年6月以降順次発刊予定です。いましばらくお待ちください。

編集後記

※母の口癖の「子供は勝手に育つ」を信じ、仕事も家事も育児も勉強も両立すると思っていた私が、そうはいかないと知るのは、長女出産後すぐのことでした。日中は義母の腕の中でスヤスヤ、夜になると抱っこしてもお乳を飲ませても泣き止まない。ようやく寝たと、そ~っと下に置くと、火がついたように泣き出す。その繰り返しで途方に暮れ、一緒に泣きました。きっと多くの方が経験されていることでしょう。でも寝顔を見て「この子には私しかない」と思い、母性本能が湧き出てくるのを感じ、愛らしい笑顔にほおずりすると何とも言えない幸福感に包まれるのでした。生まれながらの親はなく、母になり父になるのだと思います。出産後一年くらいは、親子で通えて、保育士さんなどの指導の下、育児をしたり、発達心理学を学んだり...助け合えて孤独に育児しなくて済むようなそんな施設があったらなあと思いますが、いかがでしょうか。

※子供がすくすく育つには、親が、WHOの健康の定義 肉体的・精神的・社会的に満たされていることが必要だと振り返ってみて思います。ですが、子供が大人になるまで、夫婦仲が良く、健康で、経済的に安定した生活でいるというのは、稀有なことではないでしょうか。仮に3拍子揃っても子育てがうまく行くとはいりません。幼い頃は、あんなに「できたできた!」と誉めていたのに、大きくなると叱ることばかりが増えて...となります。子供が高校生の頃、ある人の「どんなことがあっても子供の味方である」という言葉を聞いて、私自身が高校生の時、「私が親になったら、どんなことがあっても子供を信頼する。何かあったときは必ず子供を守る」と思っていたことを思い出しました。それからは(気づくのが遅かったですが)、心おきなく「子供の味方」でいるようになりました。親が子供を信じることこそ、子供が自分を信じ、自信と勇気を持って歩む、最高の秘薬だと思います。(林 幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所 大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットヒル 〒543-0073 http://www.share.gr.jp/ TEL06-6772-7770 FAX06-6772-7740	公認会計士・税理士 林 光行 税 理 士 林 幸 中 小 業 診 断 士 前 田 有 太 可 税 理 士 古 田 茂 己 公 認 会 計 士 塩 尻 隆 夫 税 理 士 林 竜 弘 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 小 幡 寛 子 (非 常 勤)
--	--

次号は24年9月出稿予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒ info@share.gr.jp
 なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。⇒ 口座番号 00950-3-14499